

事は明して許さる可きものではない。
然るに彼等特等は日本の無産階級の進路に對して何等考慮する所なく
自他共に許す、我等同盟を自己の地盤擁護の道具たらしむるに何の誠
意のない事は、去る四月二十五日吾等が信する調停者のもたらした
公正なる調停案に一顧だも與へず一蹴し蹂躪したる事實を見ても
明かである。今其の調停案及び幹部、刷新兩者の調停案に對する回
答を左に列記し以て諸君の参考と致します。

調停案

一 地方評議会の解散
二 主事の名に於て發したる地方評議會所屬組合除名通告を取消す事
三 中央委員及主事は其職を辭する事
但し直接紛争に關與したる幹部は次期大會迄一切の役員とならざる事
幹部派西尾、松岡、塚本、望月諸氏
四 革新同盟を解體し其の重なる者は現職を辭し次期 會迄一切の役員とならざる事
革新派山本、辻井、青柿、三田村、鍋山、中村諸氏
希望條件
但し從來評議會に納附したる評議會所屬組合の會費は次期大會まで中央委員會に供託する事
右の調停案に對する幹部派の回答
一項の件に付いては承認。
二項に關する主事の名に依りて發したる除名通告取消は絕對に出來ない。
三項中央委員及び主事は其の職を辭任する事は出來ない。
四項革新同盟を解體し、其の重なる者は現職を辭し、次期大會まで一切の役員に付かざる事に對しては、更に付け加へて曰く「謝罪文」一札を入れる事
右に對して、調停者より忠告する所ありしも、更に除名の取消に

大正十四年五月十二日

元日本労働總同盟

大阪機械労働組合

- 市岡支部
- 日本橋支部
- 玉造支部
- 十三支部
- 餘江第四支部
- 餘江第五支部
- 鳴野第一支部
- 鳴野第二支部
- 東第一支部
- 東第一支部
- 放出第一支部
- 鑄工支部
- 直屬支部

又中央委員の選出方法に至つては更に急を可き責を負ふべきであつたのだ、其の間の事柄はその當時の選出委員がよく如く處で、今それを此處で云々する事はあまりに事實が明瞭すぎて居る。

刷新運動の必要
今や日本の労働運動は政治的にも、経済的にも一切の労働團體を擁護して當面の階級戦線の擴大の必要上、現在の労働組合の組織を携して全國的産業別總聯合體となさねばならぬ急務に差迫つて居る。然るに彼等總同盟の最高幹部には何等の方策もなく、斯の如き我國労働運動上劃時代的の秋に當つて何等の復案政策をも無く、只だ自己の地位の擁護にのみ汲々として憂身をやつして居る心事に至つては、又憐れむべし。

即ち所謂總同盟内紛問題に對する有志の調停案に對する、彼等の回答を見て明瞭なるのみならず、彼等が刷新運動を非難する事の理由根據の如何に薄弱であり漠然たるかを見よ。
由るに陋劣なる流言を頻りに發し、然も共產黨云々たる言葉で速發なし居る如きは驚く可き狂態であり笑ふ可き醜態である。
又ブルジョア新聞を利用なし、善良なる組合員に少なからぬ疑念を抱かしめたるが如きは、彼等こそ自己の立場を死守せんが爲に種々、無形なる憚むべき言辭を弄し、我が總同盟を擾亂するものである。見よ彼等が常に口にする大同團結と云ふ事は、彼等自身の行動に依つて充分裏切つて居るではないか。自己の意見に反する者は專制と罵詈雑言、陰險なる奸策を以て、個人或は組合を陰面もなく除名する如きは、正しく吾人をして刷新運動を起すの止むなきに至らしめたのである。

正義の道に奮闘せらるゝ同志諸君!!
今や日本の労働運動は彼等墮落專制、官僚化する幹部の手に依つて邪道に導かれんとして居る。この重大なる日本の労働運動の危機を救ふものは、實に吾等の責務である。

此處に退場理由を明かにすると共に過去に於て吾等が採つた態度を諸君の前に披瀝し、諸君の正當なる批判を仰がんとするものであ

大正十四年五月二十一日

大阪支所長 藤澤 穆

總務部長 添田 敬一 郎 殿

總同盟内訌問題之件 (第九報)

大阪造船労働組合ハ此度ノ内訌問題デハ最初カラ中立ノ態度デア
ツタガ愈々別紙ノ如キ脱退通告書ヲ中央委員會ニ發スルト共ニ革
新同盟ト同一行動ヲトル事ニナツタ。
幹部派デハ革新派ノ勢力ガ日一日ト勇勢ニナルガ爲メニ大阪聯合
會主事山内鐵吉、會計金正米吉等ハ此際總同盟ノ本部ヲ大阪ニ移
シ脱退者ノ喰止メ運動ヲ大々的ニヤラネハ革新派ニ利ヲ占メラレ
ルト此ノ移轉問題ニ力瘤ヲ入レテ居ル。